

# 平成 25 年度みんなで始めよう森づくり活動公募事業募集要領

平成 25 年(2013 年)2 月 18 日  
滋 賀 県

## 1 事業の概要

県民の皆さんの主体的な参加のもと、琵琶湖森林づくり条例第 3 条に基づく「協働による森林づくり」を促進するため、特定非営利活動法人、地域住民グループおよび森林ボランティア団体等（以下「団体等」という。）が提案する琵琶湖森林づくり基本計画の施策に即した活動等に対して助成するものです。

## 2 補助金の交付対象となる団体

次のすべてを満たす団体等を補助金の交付対象とします。なお、同一年度において当事業に複数の申請をすることはできません（支部団体も含む）。

- (1) 滋賀県内で活動を行う非営利団体
- (2) おおむね 10 名以上の構成員数により活動等を行う団体
- (3) 当年度および過去に「県民参加の里山づくり事業」の助成を受けない、また受けていない団体

## 3 補助金交付対象となる活動

次のすべてを満たすことが必要です。また、応募申請は 1 団体につき年間 1 申請とし、最大 5 年間申請できるものとします。

なお、交付決定日以降に事業を開始（注文等）し、平成 26 年 3 月 20 日（木）までの活動に要する経費のみを補助対象とします。

- (1) 滋賀県内で少なくとも年 2 回以上行われる活動。
- (2) 琵琶湖森林づくり基本計画の施策に即した①～⑤のいずれかの活動。
  - ①環境に配慮した森林づくりを推進する活動  
（例：里山や竹林、学校林などで実際に森林づくりを行う活動）
  - ②森林資源の循環利用を促進する活動  
（例：滋賀県産木材での家づくりや、間伐材の有効利用を推進する活動）  
（例：木質バイオマスや森林療法など、新たな森林資源の利活用を推進する活動）
  - ③次代の森林を支える人づくりを推進する活動  
（例：地域の小中学生などを対象にした森林環境学習の実施）  
（例：森林づくりや森林環境学習などの指導者を養成する活動）
  - ④県内外団体等との上下流連携による森林づくりを促進する活動  
（例：県内の団体と、県外淀川下流域他団体の協働による森づくり活動）
  - ⑤①～④までの活動を行う団体をサポートする活動  
（例：各団体のネットワーク化のための中間支援）
- (3) 広報活動を積極的に実施し、一般県民の方も自由に参加できる活動。
- (4) 10 月の「びわ湖水源のもりづくり月間」を中心に行う活動。
- (5) 森林を利用する活動は、森林所有者から使用承諾を得ていること。
- (6) 原則として、公的に管理された森林で行われる活動ではないこと。  
なお、公的に管理された森林とは、国有林（独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター営林地を含む）、県有林・県営林、市町有林、財産区有林および一部事務組合有林のうち規約等により施業や管理経費を市町が負担するとした森林、造林公社営林地、保安林の管理において県と市町とが維持管理にかかる協定を締結した森林、その他県および市町が施設等の管理目的のために維持管理する森林をいいます。
- (7) 公共の利益を目的とした活動。（営利・政治・宗教を目的とする活動は除く）
- (8) 補助金による助成が終了した後でも複数年にわたり活動が継続され、活動実績が公表できるものでなければなりません。
- (9) 国、県または市町から他に補助金を受けていない活動。

#### 4 補助率および上限事業費

補助率は補助対象事業費の2/3以内、上限事業費は30万円（補助金上限20万円）です。なお、補助対象経費については、別表1をご覧ください。

#### 5 応募方法

(1) 応募方法 応募窓口へ直接持参するか、または郵送等により提出して下さい。

(2) 応募窓口 主な活動地域に応じた窓口へ提出して下さい。

応募窓口（活動地域）	住 所	連絡先（電話、E-mail）
西部・南部森林整備事務所 （大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市）	〒520-0807 大津市松本一丁目2-1	077-527-0655 dj35@pref.shiga.lg.jp
甲賀森林整備事務所 （甲賀市、湖南市）	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200	0748-63-6116 dj30@pref.shiga.lg.jp
中部森林整備事務所 （近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）	〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23	0748-22-7718 dj31@pref.shiga.lg.jp
湖北森林整備事務所 （長浜市、米原市）	〒526-0033 長浜市平方町1152-2	0749-65-6616 dj33@pref.shiga.lg.jp
西部・南部森林整備事務所 高島支所 （高島市）	〒520-1621 高島市今津町今津1758	0740-22-6029 dj34@pref.shiga.lg.jp

(3) 受付期間

平成25年3月1日（金）～平成25年3月15日（金）

・持参の場合は平日（月～金）（土・日除く）の8時30分～17時15分の間に窓口へ提出して下さい。

・郵送の場合は平成25年3月15日（金）までの消印を有効とします。

(4) 提出書類

① 応募申請書（別記様式第1号～第5号）1部

応募申請書の様式は県のウェブサイトからも入手できます。

（URL：[http://www.pref.shiga.lg.jp/d/mori/shinrinzei\\_jigyo/minnadehajimeyou.html](http://www.pref.shiga.lg.jp/d/mori/shinrinzei_jigyo/minnadehajimeyou.html)）

② 添付書類・・・

・会則や規約、定款等 **必須**

・会員名簿 **必須**

・過去の活動実績を示す資料

・団体広報誌等参考となる資料

・活動実施場所のわかる位置図（1/50,000程度）と活動区域図

（1/5,000程度） **必須**

・森林を利用する場合はその土地の使用承諾書（写） **必須**

・今年度の活動内容が具体的に分かる資料（チラシや写真、図面等）

・見積書、カタログ等（備品を購入する場合） **必須**

※詳細は各別記様式をご覧ください。

#### 6 審査

(1) 審査方法

① 補助事業の決定は、申請内容を以下の審査項目に基づいて審査して決定します。

審査項目

○ 目標設定性・・・活動の目的や目標に先駆性、発展性、波及性等があるか

○ 適切性・・・補助金が適切に利用されているか

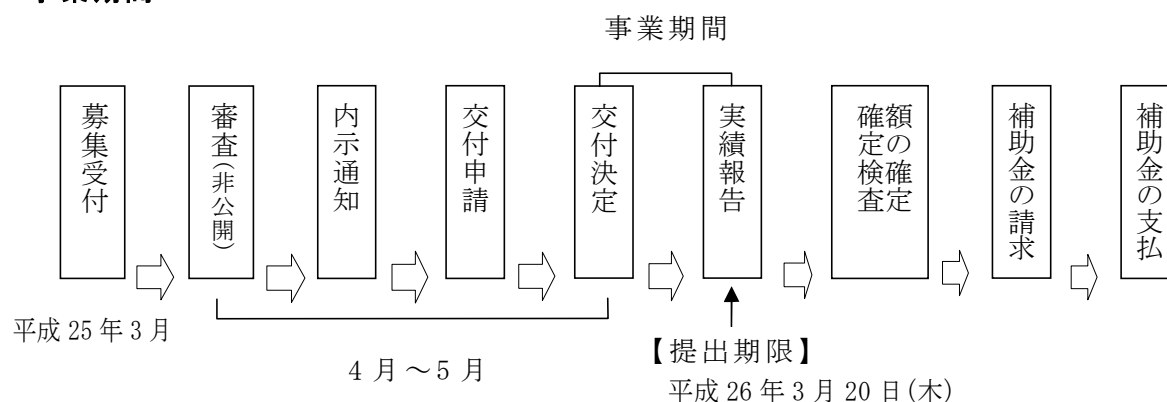
○ 実現性・・・実施体制が整い、かつ、地域から信頼されているか

○ 安全性・・・安全対策が取られているか

○ 広報活動・・・県民への広報・周知が十分に行われているか

- ② 審査結果をふまえ補助額を決定し、文書にてお知らせします。なお、審査結果によって、申請額に対する助成額の減額や条件を付する場合があります。
- ③ 審査結果および助成決定団体の情報（団体名、代表者名等）は原則公開します。

## 7 事業期間



## 8 補助金の交付

応募の結果、採択となった団体等は、補助金の内示通知を受け取った後、補助金の交付申請手続きを行って下さい。

補助金の交付申請にあたっては、応募した県の各森林整備事務所等に提出して下さい。

補助事業者の請求により必要があると認められる場合は、県の規定に基づき概算払いを行うことができます。

## 9 補助事業者の義務

補助金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分または内容を大幅に変更しようとする場合、もしくは補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に県と協議の上、承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業を完了した場合は平成 26 年 3 月 20 日 (木) までに、所定の様式で実績報告書および活動実績書を提出しなければなりません。なお、活動実績書は電子データで提出して下さい。
- (3) 補助事業により取得した機械等の財産は物品管理台帳等を作成し、補助事業の終了後も補助金交付目的にしたがって効果的な管理運用を図らなければなりません。また、物品等の管理責任者を明確にしておいて下さい。
- (4) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後 5 年間保存しなければなりません。
- (5) 琵琶湖森林づくり県民税による補助を受けた旨を、当該活動（講習会等の会場、印刷物等）において明示しなければなりません。
- (6) チェーンソーおよび草刈り機等を補助事業により取得した場合、機械の使用者は各機械の安全講習会等を受講し安全作業に努めなければなりません。
- (8) 活動内容に応じ必ず傷害保険に加入すること。
- (9) 活動実施にあたり、許認可など必要な手続きを行ってください。

## 10 その他

- (1) 補助事業の実施については、平成 25 年度予算の県議会での成立（平成 25 年 3 月 22 日予定）が前提となりますので、あらかじめご承知おきください。
- (2) 滋賀県の協働の森づくり応援サイト「森づくりネット・しが」に団体情報を掲載するようお願いいたします。（URL: <http://www.pref.shiga.lg.jp/d/rimmu/moridukurinet/>）
- (3) この事業が位置づけられている琵琶湖森林づくり基本計画は平成 26 年度に見直しをおこなうこととなっているため、この事業の継続的な実施が担保されているものではありません。

別表 1

補助対象経費

科 目	内 容
賃金	枯松や枯損木など危険物除去費用、道具・簡易資機材運搬費用等の団体の構成員では困難な作業に係る費用
報償費	外部講師、指導者等に対する謝礼
旅費	外部講師、指導者等の交通費および宿泊費
需用費	道具類、ヘルメット、杭、看板、苗木、肥料、印刷費、チラシ報告書作成、簡易資機材、事務消耗品、燃料費など
役務費	通信費、傷害保険料など
使用料	会場費(会議室、イベントホール、空調費、備品賃借料など) 人員輸送車賃借料(バス借上など) 機械器具賃借料(チッパー、薪割り機など)
備品購入費	機械器具(チェーンソー、刈払機など) ※3万円を超え、活動計画年数に見合ったものに限る

※留意事項

- ①団体の構成員に支払う賃金や報償費は補助対象にはなりません。
- ②会員間での機器・備品類の購入、貸借は補助の対象にはなりません。
- ③パソコン、プリンター、デジタルカメラ等の汎用性の高い物品については補助の対象外です。
- ④販売目的の冊子等の印刷経費は補助の対象にはなりません。
- ⑤報償費を現金に換えて図書券で支払う場合は図書券の購入費を補助の対象とします。  
(お菓子類および商品券等の贈答品は補助の対象となりません)
- ⑥木材を活動資材として購入する場合は滋賀県産を証明できるもの限り、補助の対象となります。
- ⑦視察研修の旅費は補助の対象にはなりません。
- ⑧個人で準備することが適当と考えられるものは補助の対象にはなりません。  
(作業着、安全靴および食料費等)
- ⑨活動に直接関係のない物品や役務については補助の対象にはなりません。  
(書籍、印鑑、ユニホーム、会報誌郵送料、電話料金等)
- ⑩チェーンソーについては、8万円以下の製品のみ補助の対象とします。